

消 防 危 第 2 5 5 号
平成24年12月18日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第103号）が本日
公布され、同日から施行されることとなりました。

今回の改正は、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）の改正に伴い、
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第27条の5第5項第1号及び第
3号並びに同条第6項第5号に規定されている「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素
スタンド」に改正するものです。この改正により、給油取扱所に設置することができる
圧縮水素スタンドの常用の圧力が40メガパスカル以下から82メガパスカル以下に引き上
げられます。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村
（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるよう願
いします。

○総務省令第百三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項第五号の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十八日

総務大臣 樽床 伸二

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第五項第一号及び第三号並びに同条第六項第五号中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例） 第二十七条の五（略）</p> <p>2（略） 4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二條第一項第二十号の圧縮水素スタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（同規則第六條第一項第三十九号の防火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止する装置（同規則第七條の三第二項第十五号、第十九号及び第二十号の温度の上昇を防止する装置をいう。次項において同じ。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質装置を除く。以下この号において同じ。）、圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、ガス配管並びに圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。</p> <p>イ（略） ホ（略）</p>	<p>（圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の基準の特例） 第二十七条の五（略）</p> <p>2（略） 4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一 自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器及び危険物から水素を製造するための改質装置並びに特定圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二條第一項第二十号の特定圧縮水素スタンドをいう。以下この項及び次項において同じ。）及び防火設備（同規則第六條第一項第三十九号の防火設備のうち防火設備をいう。次項において同じ。）又は温度の上昇を防止する装置（同規則第七條の三第二項第十五号、第十九号及び第二十号の温度の上昇を防止する装置をいう。次項において同じ。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 特定圧縮水素スタンドの改質装置（前号に掲げる改質装置を除く。以下この号において同じ。）、圧縮機、蓄圧器、デイスペンサー、ガス配管並びに特定圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備の位置、構造又は設備の基準は、当該設備に係る法令の規定によるほか、それぞれ次のとおりとすること。</p> <p>イ（略） ホ（略）</p>

一〇四 (略)

五 簡易タンクを設ける場合には、圧縮水素スタンドのガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。

一〇四 (略)

五 簡易タンクを設ける場合には、特定圧縮水素スタンドのガス設備から火災が発生した場合に当該タンクへの延焼を防止するための措置を講ずること。